

利用区分（分類基準）一覧表

区分	分類基準	具体的な分類方法
利用区分1	市街化調整区域や風致地区、緑地保全地区などに位置する山林等で、市が保有することにより、自然環境の維持・保全の点から効用を果たしていると思われるため、今後適切な管理方策について検討していくもの。	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域、風致地区、緑地保全地区等の土地利用規制がある。 山林、原野等の地形的特徴がある。
利用区分2	大規模構造物が残存している、あるいは、無道路地や斜面地であるなど、地形的要因等から利活用が困難なため現状のまま市が保有することが適当と思われるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な構造物が残存している。（地上、地下） 無道路地、傾斜地等土地の形状により利活用が困難である。 急傾斜崩壊危険区域、都市計画道路区域等の土地利用規制がある。 字図混乱地域である。
利用区分3	将来的には利活用ないし売却処分が可能と思われるが、周辺の開発動向等の推移を見守る必要があるため、当面は現状のまま市が保有しておくことが適当と思われるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 利用区分1,2,4,5に入らないものを分類する。
利用区分4	市として有効活用を図ることとするもの。	<ul style="list-style-type: none"> 全部又は一部の土地について、活用を検討している。 全部又は一部の土地について、他部署から活用を相談されている。 ふれあい花壇・菜園貸出地となっている。
利用区分5	市としての活用は難しいが、民間への売却処分の可能性があると思われるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 売却を検討している。 既に一度売却物件として出している。 過去の利用調整協議会において、売却が決定している。